

県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学選考要領

1 入学選考の基本方針

令和8年度県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の入学選考は、高等部職業学科・高等部分校の入学選考実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、選考のための学力検査・運動能力検査・作業能力検査・面接の成績、中学校長から提出された調査書を資料とし、各校における学科等の特色に配慮しつつ、職業的な自立に必要な能力・適性等を総合的に判断して行うものとする。

なお、各校においては、この入学選考要領に基づき、選考のための資料等を取り扱い、校長を委員長とする入学選考委員会を設けて、公正な選考を行うものとする。

2 選考内容

受検者の社会生活・職業生活の自立に向けた学力や作業能力、及び運動能力等を把握し、職業的な自立に必要な能力・適性等を総合的に判断するため、以下の選考を実施する。

- (1) 学力検査（国語・数学）
- (2) 運動能力検査
- (3) 作業能力検査
- (4) 面接
- (5) 調査書

3 学力検査

- (1) 出題の基本方針

受検者の社会生活や職業生活に必要な基礎学力を把握できるように、主に日常生活に直結した題材等から出題する。

- (2) 実施教科
「国語」・「数学」の2教科について実施する。
- (3) 実施時間
各教科40分とする。ただし、名前の記入に関する時間を除く。
- (4) 評定
各教科50点満点として評定を行う。

4 運動能力検査

- (1) 出題の基本方針

受検者の社会生活・職業生活に必要な運動能力を把握できるように、運動の基礎的・基本的内容から出題する。

- (2) 実施内容
ア 個人の基礎的な体力及び運動能力を把握する検査を実施する。
イ 集団行動における協調性、安全に対する意識や態度等を把握する検査を実施する。
- (3) 実施時間
全体時間を60分とし、その時間内に個別及び集団の検査を適切に実施するものとする。
- (4) 評定
検査結果を総合し、50点満点として評定する。

5 作業能力検査

- (1) 出題の基本方針
受検者の社会生活や職業生活に必要な作業能力を把握できるように、主に日常生活に直結した題材等から出題する。
- (2) 実施内容
具体的な作業を通し、手指の巧緻性や操作性及び正確性、作業の能率や意欲・態度等を把握する内容とする。
- (3) 実施時間
一人につき10分程度とし、その時間内に個別の検査を適切に実施するものとする。
- (4) 評定
検査結果を総合し、50点満点として評定する。

6 面接

- (1) 出題の基本方針
受検者の入学後の学校生活及び社会的自立に向けての意欲や考え方等を把握するとともに、各学校が求める生徒像に相応しいか検査する内容とする。
- (2) 準備
校長は、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、校内においてあらかじめ十分な打合わせを行う。
- (3) 質問内容
校長は、各学校の求める生徒像等の内容を踏まえ、質問内容を定める。また、職業的な自立に向けての意欲、意志について確認する。
ただし、次の事項についてや受検者の基本的人権に関わることは質問しない。
ア 受検者の学力に関わること。
イ 受検者の障害の状況や容姿等に関わること。
ウ 保護者の職業、学歴、社会的地位、収入等に関わること。
- (4) 面接委員
教諭等を充て、原則として2人を1組とする。
- (5) 実施時間
原則として、一人につき10分程度とする。
- (6) 評定
面接の結果については、校長が定める評定の基準にしたがって、0点から50点の得点による評定及びABCDによる評定を行う。

A評定	… 十分満足できる	(50～43点)
B評定	… 満足できる	(42～34点)
C評定	… 概ね満足できる	(33～26点)
D評定	… その他	(25～0点)

7 調査書

調査書については、総合的に判断する際の資料とする。特に「2 国語の記録」から「15 出欠の記録」までの項目を選考の際の資料とする。

8 選考の手順と方法

校長は、校長を委員長とする選考委員会を設けて、学科ごとに以下の手順により、選考を厳正に行うものとする。

高等部職業学科の選考する学科の順は、第1志望優先の観点から、第1次選考について倍率の高い学科から選考し、第2次選考及び第3次選考及び第4次選考も同様とする。この場合の倍率とは、実受検者数/募集人員とする。

選考資料として各検査の評定等を記入した下表を作成し、特記事項などを記入する欄は設けない。ただし、人数をカウントするための欄を設けることは差し支えない。

なお、学検合計とは国語と数学の合計点、適性合計とは運動能力検査と作業能力検査の合計点、面接得点とは面接の得点による評定、面接評定とは面接のA B C Dによる評定、総合得点とは学検合計及び適性合計並びに面接得点の合計点とする。

受検 番号	国語	数学	学検 合計	運動	作業	適性 合計	面接 得点	面接 評定	総合 得点

(1) 第1次選考

総合得点を降順に並べ、得点上位者から、各学科募集人員までを2次選考の対象者とする。

(2) 第2次選考

第1次選考で選考された人数のうち、各学科募集人員の7割程度までを入学許可候補者とする。

作業能力検査と面接の合計点の得点上位者から選考する。

(3) 第3次選考

募集人員の残りの者について、次の者の中から、学力検査、運動能力検査、作業能力検査、面接、調査書を総合的に判断して、入学許可候補者とする。

ア 第2次選考までで選考されなかった者

イ 高等部職業学科においては、第1志望学科の第2次選考までで選考されなかった者で、当該学科を第2志望とする者

(4) 第4次選考

高等部職業学科において第3次選考までを選考し、なお募集人員が満たされておらず、その学科を第3志望とする者がいる場合は、残りの募集人員について、第4次選考を行う。第4次選考の対象者は、第3次選考までに入学許可候補者となった者以外で、該当学科を第3志望とする者とし、第3次選考で判断された総合的な判断に基づいて、入学許可候補者とする。

9 選考に当たっての留意事項

- (1) 高等部職業学科における学科の志望順位の取扱いについて各学科とも、第1志望を優先して選考するものとする。

第2志望については、8の(3)に示すとおり、各学科の入学許可候補者の第3次選考の際に考慮するものとする。

第3志望については、8の(4)に示すとおり、第2志望の者を選考した後に、募集人員が満たされなかった場合に考慮するものとする。

(2) 追検査にて検査を受けた者の選考の取扱いについて

追検査にて受検を受けた者を含めた全受検者で選考するものとする。

(3) 志願者本人の病気等により欠席または検査の一部を受検できなかった場合で、追検査を願い出ることにより追検査を受けることができる者のうち、追検査願を提出できない者及び追検査日に受検生の発熱、けが等により、検査の全てまたは一部を受検できなかった者について

ア その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て当日まで（当日欠席等が判明した場合は当日）に志願先校長に提出する。（様式自由）

イ 後日に学力検査、適性検査、面接等を行わない。

ウ 原則として受検できなかった検査の得点は、検査未実施のため「検査得点なし」として取り扱うこととするが、特別の事情を有する場合には、調査書を総合的に判断する際の資料とすることができる。

エ 受検者及び保護者の意向や考えを十分に聴取し対応すること。